

平成 24 年度
化学物質排出量・取扱量の集計結果

化学物質の排出量の集計結果について（法律）

－埼玉県内の平成 24 年度P R T Rデータの概要－

埼玉県内で平成 24 年度に環境中へ排出された化学物質の量について、化学物質管理促進法に基づき国が集計した排出量を、とりまとめ公表します。

○ 国でも全国データの集計結果を公表しています。

- ・経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html
- ・環境省 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

1 概要

(1) 届出排出量及び届出事業所数

- 平成 24 年度の届出排出量は 7,702 トンで、平成 23 年度と比較して 9% 減少しました。これは、全国平均（7% 減少）よりも大きい削減幅です。また、排出先別では、大気への排出が 7,428 トンで全体の 96% を占めています。
- 届出数は 1,585 件でした。平成 23 年度と比較して 17 件減少しました。

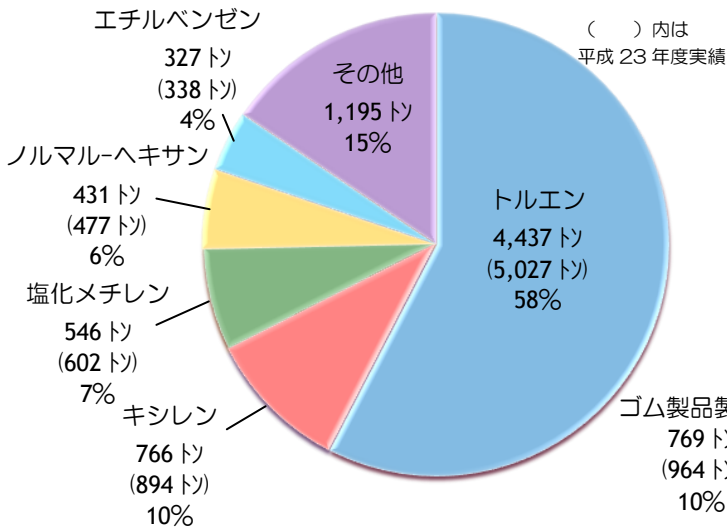
表 1 届出排出量の排出先別の量（単位：トン/年）

排出先	埼玉県	全国
大気	7,428	147,000
公共用水域	274	7,720
土壌	0	2
埋立	0	7,517
合計	7,702 (8,509)	162,239 (174,180)

() 内は、平成 23 年度実績

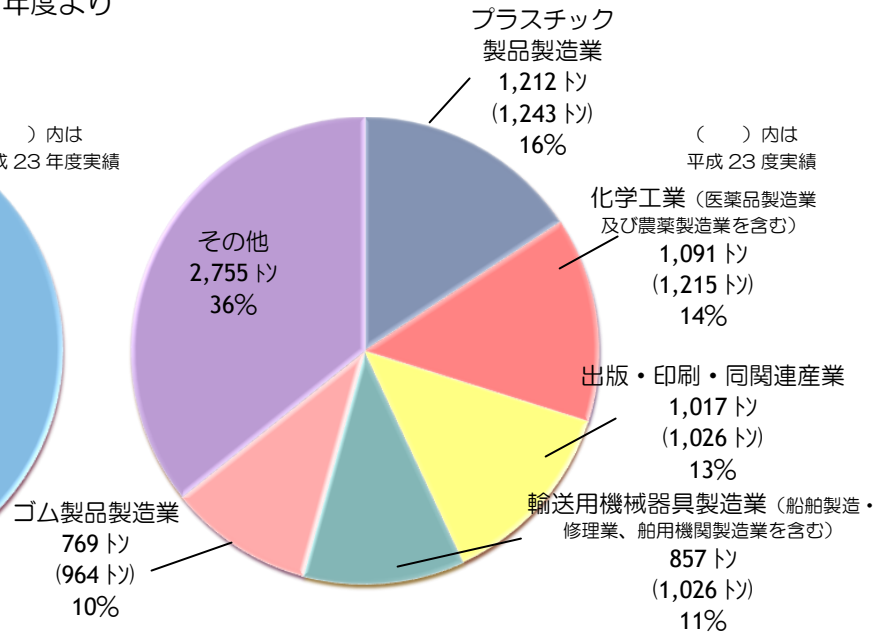
(2) 物質別の届出排出量

埼玉県では、対象物質である 462 物質のうち 232 物質について届出がありました。届出排出量が最も多い物質はトルエンで、全体の 58% を占めていました。また、上位 5 物質の合計は全体の 85% を占めていました。上位 5 物質の届出排出量はいずれも平成 23 年度より減少しました。



(3) 業種別の届出排出量

届出排出量の多い上位 5 業種の合計は、全体の 64% を占めていました。上位 5 業種の届出排出量はいずれも平成 23 年度より減少しました。特にゴム製品製造業は 20% 減少しており、排出の削減が顕著でした。



(4) 埼玉県の届出排出量上位 5 物質の全国順位

表 2 埼玉県の届出排出量全国順位

物質名	トルエン	キシレン	塩化メチレン	ノルマル-ヘキサン	エチルベンゼン	全物質合計
埼玉県の全国順位	1 位	13 位	6 位	8 位	19 位	4 位

H26.3.31 修正

2 経年変化

(1) 届出排出量の経年変化

平成 22 年度に対象物質が見直され、対象業種（医療業）が追加されました。

物質見直しの前後で継続して届出対象である物質（継続物質）の平成 24 年度の届出排出量は 7,037 トンで、平成 13 年度と比較して 64%減少、平成 23 年度と比較して 10%減少しました。

また、物質見直しにより新たに届出対象となった物質（新規物質）についても、平成 23 年度と比較して 3%減少しました。

表3 届出排出量の推移

年度	届出排出量(トン/年)
H13	19,438
H14	18,136
H15	16,656
H16	14,907
H17	14,616
H18	13,146
H19	12,302
H20	9,492
H21	8,319
H22	9,080
H23	8,509
H24	7,702

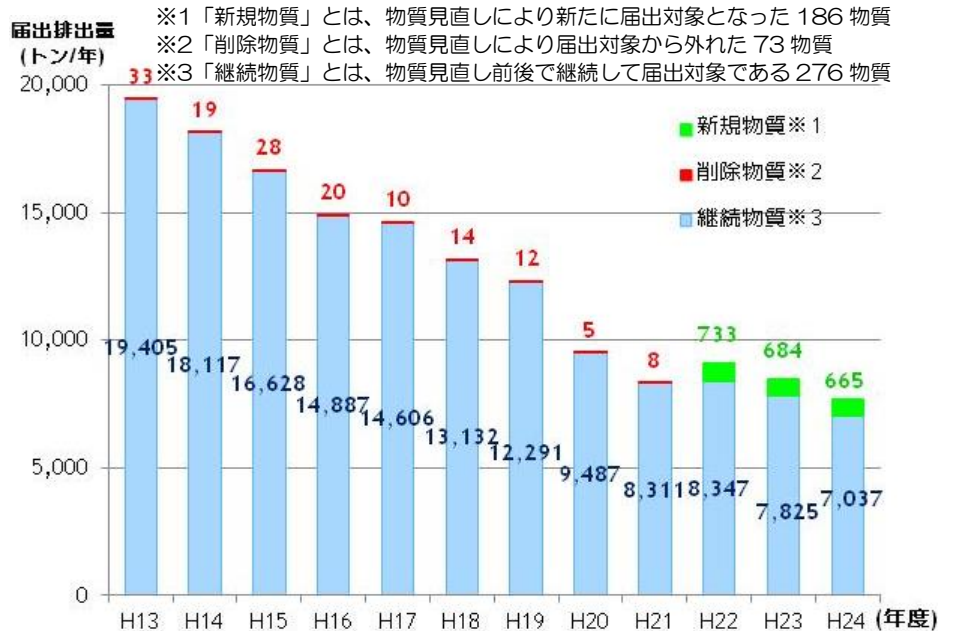


図3 届出排出量の経年変化

◎ 届出排出量が減少した主な要因

ア 事業者の取組

- ◇大気汚染防止法および埼玉県生活環境保全条例に基づく、VOC規制による処理装置の設置
- ◇作業の改善など自主的な取組による化学物質の排出量の削減

イ 県の取組

- ◇立入検査や研修会による事業者に対する化学物質の削減指導
- ◇県民・事業者・行政が意見交換等により情報共有・相互理解を図る取組（環境コミュニケーション）の推進

(2) 届出排出量上位3物質の経年変化

届出排出量の上位3物質は、平成 13 年度と比較していずれも減少しました。特に溶剤などに使用されるトルエンやキシレンは減少が顕著でした。

○ 上位3物質の減少率（平成 13 年度比）

- ・トルエン：69%
- ・キシレン：62%
- ・塩化メチレン：43%

※ この集計は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質管理促進法、いわゆるP R T R法）に係る化学物質について行っています。

届出排出量の数値は、平成 25 年 2 月の公表後に変更された届出事項を反映して集計した結果（平成 26 年 3 月公表）を用いています。

図表の数値は、四捨五入の関係で合計と一致しない場合があります。

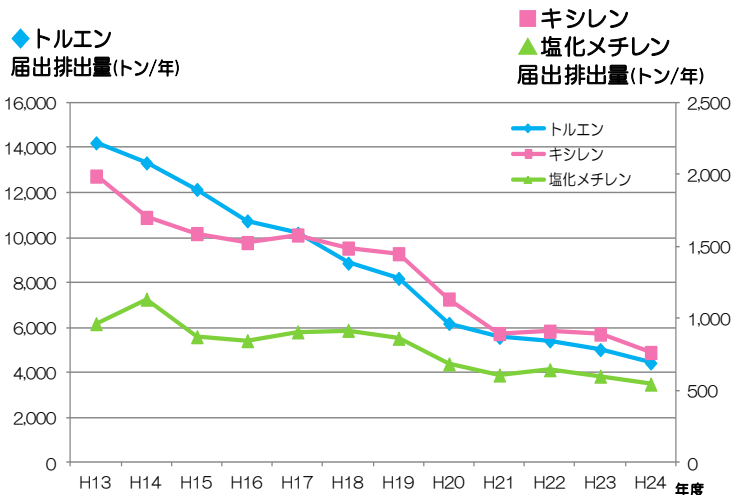


図4 届出排出量上位3物質の推移

化学物質の取扱量の集計結果について（条例）

—埼玉県内の平成24年度取扱量データの概要—

県内の対象事業者から報告された平成24年度の特定化学物質の取扱量について、埼玉県生活環境保全条例（さいたま市においてはさいたま市生活環境の保全に関する条例）に基づき集計しましたので、その結果を公表します。

1 概要

(1) 取扱量および報告事業所数

- 平成24年度の取扱量は744,858トンで、前年度と比較して6.1%減少しました(表1)。
- 報告数は1,605件で、前年度と比較して17件増加しました。(平成23年度1,588件)。

表1 取扱量の概要

(単位：トン/年)

実績年度	取扱量 ^{※1}	取扱量の内訳		
		使用量 ^{※2}	製造量 ^{※3}	取り扱う量 ^{※4}
H24	744,858	311,780	19,974	412,834
H23	793,288	318,065	19,894	455,465
増減率	-6.1%	-2.0%	0.4%	-9.4%

- ※1 取扱量：事業所において取り扱った特定化学物質の量
(取扱量の数値は四捨五入をしているため、その内訳の合計と一致しません。)
- ※2 使用量：事業所において事業活動に伴い使用した量
- ※3 製造量：事業所において製造した量（副生成物も含む）
- ※4 取り扱う量：事業者自らは使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替える等して取り扱った量

(2) 物質別の取扱量

取扱量の多い上位5物質は、表2および図1のとおりです。溶剤・燃料などに用いられるトルエン、キシレン、1,2,4-トリメチルベンゼン、ノルマル-ヘキサンの取扱量が全体の半分以上を占めており、平成23年度と比較するといずれも取扱量は減少しました。

また、平成23年度5位であった硫酸（三酸化硫黄を含む）は、化学工業の取扱量の大幅な減少により6位となりました。

表2 取扱量上位5物質 (単位：トン/年)

順位	物質	取扱量
1	トルエン [第一種]	216,525 (237,002)
2	キシレン [第一種]	85,956 (99,187)
3	1,2,4-トリメチルベンゼン [第一種]	50,784 (55,120)
4	ノルマル-ヘキサン [第一種]	47,153 (51,292)
5	鉛 [第一種]	45,379 (46,520)

()内は平成23年度実績

※ [第一種]：国が定めた第一種指定化学物質

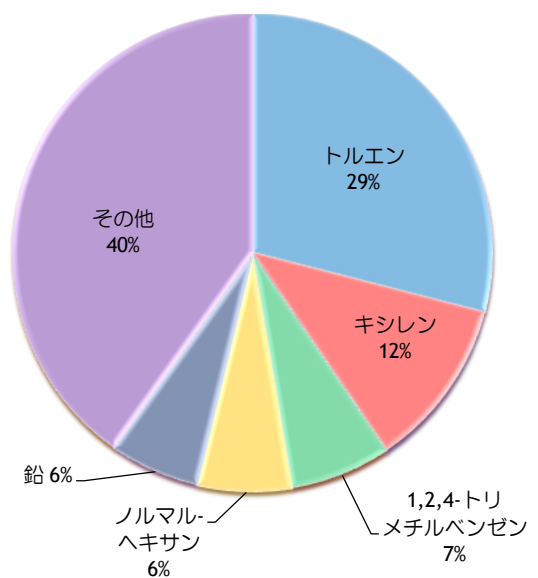


図1 物質別取扱量の割合

(3) 業種別の取扱量

取扱量の多い上位5業種は、表3及び図2のとおりです。5業種で全体の92%を占め、特に燃料小売業と化学工業は他業種と比較して取扱量が多く、全体の77%を占めました。

平成23年度と比べると、燃料小売業、化学工業とプラスチック製品製造業の取扱量が増加しました。また、昨年度4位であった石油卸売業の取扱量が大きく減少したため、同様に昨年度よりも取扱量が減少したものの非鉄金属製造業が5位となりました。

表3 取扱量上位5業種 (単位:トン/年)

順位	業種	取扱量
1	燃料小売業	353,194 (349,061)
2	化学工業	218,810 (214,210)
3	電気機械器具製造業	67,129 (68,203)
4	プラスチック製品製造業	26,973 (26,077)
5	非鉄金属製造業	16,111 (18,227)

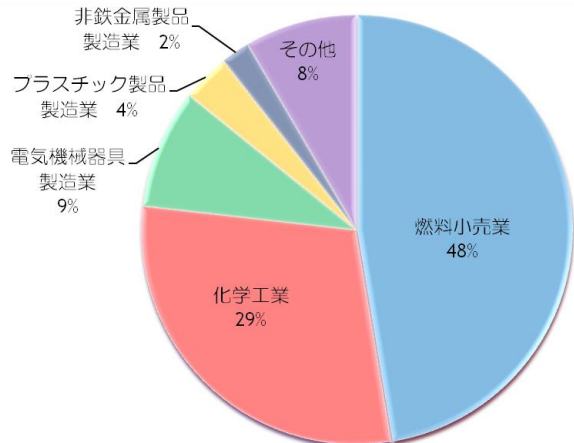


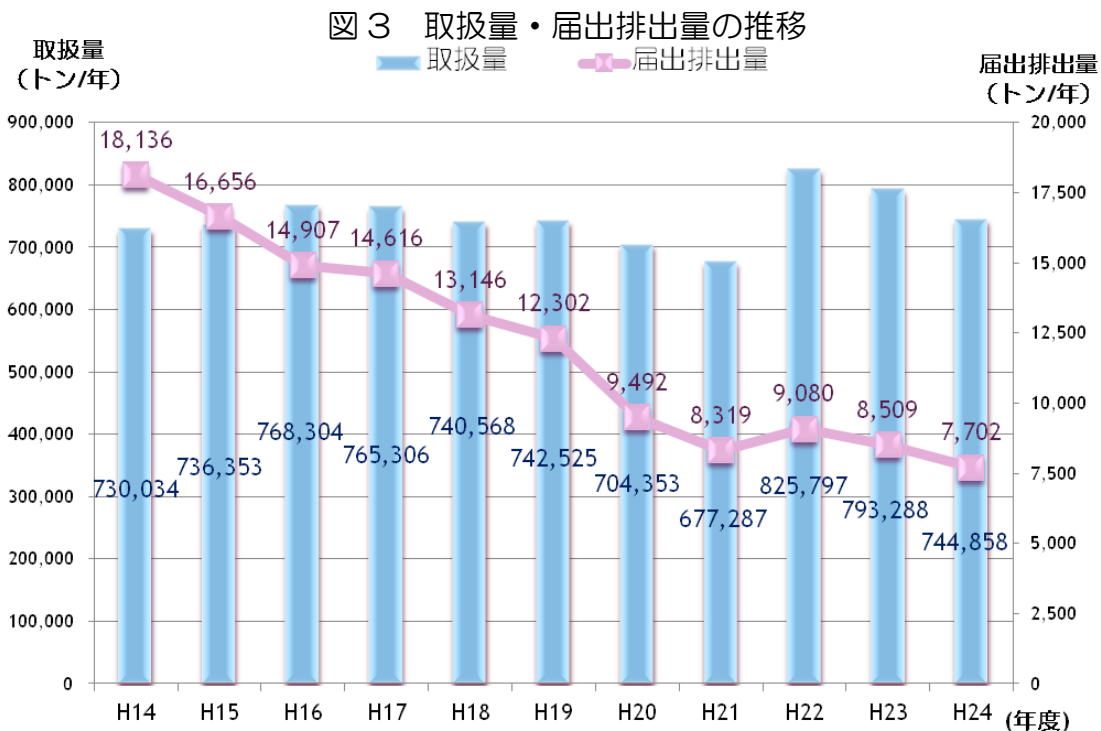
図2 業種別取扱量の割合

()内は平成23年度実績

2 経年変化

平成14年度からの取扱量と届出排出量*の経年変化は図3のとおりです。取扱量の経年変化に比べて、届出排出量は顕著に減少していることが分かります。

なお、平成22年度は対象物質の見直しや対象業種の追加のため取扱量と届出排出量が増加しましたが、平成23年度、平成24年度はいずれも減少しました。



* 届出排出量：化学物質管理促進法に基づき届出された化学物質環境中への排出量。
届出排出量の数値は、平成25年2月の公表後に変更された届出事項を反映して集計した結果（平成26年3月公表）を用いています。